

第6期小田原市障がい福祉計画 第2期小田原市障がい児福祉計画

計画期間

令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）

小田原市

はじめに



近年、障がい福祉の分野においては、共生社会の実現に向けた様々な法整備が進んでいます。

本市においても、地域で生きるすべての人が、障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を認め合い、誰もがその人らしく暮らせる社会を目指し、市民の皆様とともに様々な施策を推進してきました。

また、本市が今年度定めた「2030 ロードマップ」においては、制度や分野の枠組みや「支える：支えられる」という関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる全方位的で包括的なコミュニティ、すなわち『地域共生社会』が実現されている姿を2030年の本市の目標として描いています。

こうした方針を踏まえて、今回策定した「第6期小田原市障がい福祉計画・第2期小田原市障がい児福祉計画」においても、「地域共生社会の実現」をその基本理念に掲げました。そして、障がい者等の日常生活及び社会生活を支えるために必要なサービスや事業等について、それぞれの目標値や見込量及び見込量確保のための方策を定めるとともに、障がい福祉人材の確保や新型コロナウイルス感染症への対応などの今日的な課題についても記載し、総合的に取組を進めることとしたものです。

本計画の策定に当たっては、市民の皆様、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会委員の皆様、事業者の皆様、並びに関係団体、関係機関の皆様から多くの貴重な御意見を頂戴しました。ここに深く感謝の意を表すとともに、引き続き本市の障がい福祉行政に御理解と御協力をくださるよう御願いたします。

令和3年（2021年）3月

小田原市長

守屋 輝彦

目 次

第1章 計画策定の背景・趣旨等

1 計画策定の背景	1
2 計画の法的根拠と趣旨	3
3 計画の性格	4
4 計画の期間	4

第2章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念	6
2 基本目標	6
3 サービス量の見込み等の目標設定に関する基本的な考え方	9

第3章 令和5年度（2023年度）の目標及び数値の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	12
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
3 地域生活支援拠点等の整備	14
4 福祉施設から一般就労への移行等	15
5 障害児支援の提供体制の整備等	18
6 相談支援体制の充実と強化	20
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	21

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用実績

1 サービス等の概要	22
2 サービス等の利用実績	28

第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策

1 訪問系サービス	35
2 日中活動系サービス	36
3 居住系サービス	40
4 相談支援	42
5 障害児通所支援等のサービス	43

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項	
1 実施する事業の内容	46
2 事業の実施状況及び見込量等	52
3 事業の見込量確保のための方策	59
第7章 計画の達成状況の点検及び評価	60
参考1 用語解説	61
参考2 アンケート調査及び市民意見等の募集について	64
参考3 計画の策定経過	70

第1章 計画策定の背景・趣旨等

1	計画策定の背景
---	---------

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」)」は、平成18年(2006年)4月の「障害者自立支援法」の施行以来、度々の改正が行われ、平成25年(2013年)4月の改正法の施行では、平成23年(2011年)8月の「障害者基本法」の改正を受け、共生社会の実現や社会的障壁の除去などを基本理念とすることが明記され、障害福祉サービスもこの理念に立脚し体系が形作られることとなりました。

また、平成28年(2016年度)4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」及び改正「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が施行され、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めるなど、障がい者等に関わる共生社会の実現や社会的障壁の除去などのための法令等の整備が進み、その推進のための機運が高まりました。

そのような中、神奈川県相模原市の障害者支援施設「神奈川県立津久井やまゆり園」において、平成28年(2016年)7月に大変痛ましい事件が発生し、世界中に大きな衝撃を与えました。

神奈川県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」を平成28年(2016年)10月に制定し、決意を新たに共生社会の実現のための取組を進めています。

本市においても、障がい者等が、障がいの有無により、分け隔てられることなく、地域社会を構成する一員として、その活動に参画する機会が確保され、他の人々と共生することを妨げられず、あらゆる社会的障壁が除去されることにより、相互に人格と個性を尊重し合う「地域共生社会」を実現するための取組が重要となっています。

この取組を推進していくため、障害福祉サービスその他の障がい児・者に対する支援が計画的・効果的に提供できるよう、「第6期小田原市障がい福祉計画」及び「第2期小田原市障がい児福祉計画」を策定するものです。

障害者福祉施策の経緯（障害者自立支援法以降）

平成 18 年 (2006 年)	4 月	障害者自立支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス体系の再編(三障がい一元化) ・ 応益負担(定率負担)制の導入 ・ サービス報酬の日額化 ・ 新たな支給決定(障害程度区分等)の導入 ・ 障害福祉計画策定を市町村に義務付け
平成 19 年 (2007 年)	2 月	障害者自立支援法に基づくサービス体系への円滑な移行を進めるための緊急的な経過措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者層の利用者負担の軽減 ・ 事業者に対する激変緩和措置
平成 21 年 (2009 年)	12 月	障がい者制度改革推進本部 設置 同本部に障がい者制度改革推進会議 設置
平成 22 年 (2010 年)	6 月	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合福祉法(仮称)を平成 25 年(2013 年)8 月までに施行することを目指す。
	12 月	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(整備法)公布 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担を応益負担から応能負担へ ・ 障害者の範囲の見直し (発達障害者及び高次脳機能障害者について明記) ・ サービス等利用計画作成対象者の拡大 ・ 同行援護を追加
平成 23 年 (2011 年)	8 月	改正障害者基本法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的規定の見直し(共生社会の実現・社会的障壁の除去等) ・ 障害者の定義の見直し(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの) ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供
平成 25 年 (2013 年)	4 月	障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)として施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念を創設 (共生社会の実現、社会的障壁の除去等) ・ 障害者の範囲に難病を追加 ・ 障害程度区分を障害支援区分に ・ 重度訪問介護等の対象拡大

平成 26 年 (2014 年)	2 月	障害者の権利に関する条約 発効
平成 28 年 (2016 年)	4 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) 施行 ・ 不当な差別的取扱いの禁止 ・ 合理的配慮の提供
	7 月	神奈川県立津久井やまゆり園事件
	10 月	神奈川県が「ともに生きる社会かながわ憲章」制定
平成 30 年 (2018 年)	4 月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 施行 ・ 自立生活援助、就労定着支援の創設 ・ 障害児福祉計画の策定を市町村に義務付け

2	計画の法的根拠と趣旨
---	------------

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定による「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定による「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

また、障害者総合支援法第 88 条第 7 項において、障害福祉計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画と調和が保たれたものでなければならないと定められています。

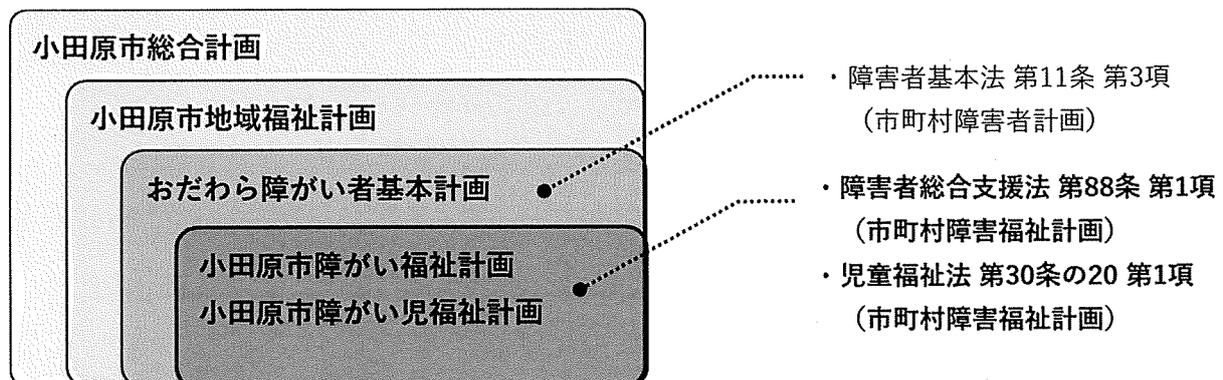
なお、この計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和 2 年 5 月 19 日厚生労働省告示第 213 号)(以下「基本指針」という。)」に則して策定しています。

3	計画の性格
---	-------

この計画は、「おだわら障がい者基本計画」における施策の基本方向を踏まえた上で、その第3章として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する個別の計画として取りまとめたものです。

したがって、「小田原市障がい福祉計画」は、「おだわら障がい者基本計画」と一体的に取り組んでいくものとなります。

また、「おだわら障がい者基本計画」が本市の第5次総合計画の個別計画として位置付けられていることから、本計画も「小田原市総合計画」や「小田原市地域福祉計画」、県の「神奈川県障害福祉計画」や「かながわ障害者計画」などの上位計画との整合性を有するものとなります。



4	計画の期間
---	-------

第5期小田原市障がい福祉計画（計画期間：平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度））を引き継ぐ、第6期小田原市障がい福祉計画は、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）を計画期間とし、令和5年度（2023年度）末における地域生活に移行する方の数値目標等と令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの各サービスの利用見込量等について定めるものとします。

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
第5次小田原市総合計画 平成23年度～令和3年度											第6次計画		
第2期小田原市地域福祉計画 平成24年度～28年度					第3期小田原市地域福祉計画 平成29年度～令和3年度					第4期計画			
おだわら障がい者基本計画 平成23年度～28年度						第2期おだわら障がい者基本計画 平成29年度～令和4年度					第3期計画		
第3期小田原市障がい福祉計画 平成24年度～26年度			第4期小田原市障がい福祉計画 平成27年度～29年度			第5期小田原市障がい福祉計画 小田原市障がい児福祉計画 平成30年度～令和2年度			第6期小田原市障がい福祉計画 第2期小田原市障がい児福祉計画 令和3年度～5年度			第7期計画	

第2章 計画の基本理念と基本目標

1	基本理念
---	------

本計画は、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に、令和5年度末の目標を設定するとともに、サービスを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的としたもので、「おだわら障がい者基本計画」の一部を構成するものです。

「おだわら障がい者基本計画」では、「地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままに普通に暮らす」社会＝地域共生社会の実現を基本理念に掲げています。

本計画においても、この「地域共生社会の実現」を基本理念とし、障がい福祉の充実を図り、市民とともに、計画を推進していきます。

2	基本目標
---	------

本計画の基本理念と障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

■ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等が住み慣れた地域で、自己実現と社会参加を実現するためには、障がい者等の自己選択、自己決定に基づく障害福祉サービス等の利用による支援と、その適切な利用を支え、障がい者等の意思決定を支援する相談支援体制が不可欠です。

障がい者等の権利を保障し、そのニーズを実現するために、制度の枠組みを超え、柔軟に対応できる多様な支援機関等との協力体制に立脚した、多角的・重層的な相談支援体制の充実・強化を目指します。

■ 障がい者等のニーズに則したサービス提供体制の充実

障害福祉サービス等の対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がい（発達障がいを含む。）、難病等に罹患した障がい児者とし、障がいの種別に関わらず、希望する障害福祉サービス等を利用できるように、神奈川県への支援を受けながら、本市の地域特性を踏まえた障がい者等のニーズに則したサービス提供体制の充実に努めます。

■ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の充実や基幹相談支援センターを中心とした地域の社会資源・人的資源を最大限に活用できる仕組みを構築します。

また、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する障がい者等が地域での暮らしを継続することができるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助等による常時の支援体制の確保を図るなど、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制の強化に努めます。

さらに、今後の障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点等の効果的な運用を図るとともに、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域障害者自立支援協議会の場等を活用し議論を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

■ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に取り組むとともに、地域の資源の実態等を踏まえながら、関係者、関係機関が相互に連携することにより、包括的な支援体制の構築

に取り組みます。

特に、相談支援については、基幹相談支援センターを中心に、地域の様々な相談を受け止め、自らが対応又はつなぐ役割、多機関が協働するための中核としての役割、また、相談者につながり続ける伴走支援を担う役割、就労支援、居住支援など多様な社会参加を支援する役割、ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出す役割等を一体的に備えた体制整備を進めます。

■ 障がい児の健やかな育成のための支援

障がい児及びその家族に対し、発達の遅れに心配を感じた段階から、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、障害児通所支援等による質の高いサービス提供を行うため、神奈川県の実支援等を受けながら取り組みます。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整え、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

さらに、医療的ケア児が各種支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づいた包括的な支援体制の構築を図ります。

■ 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくためには、その提供体制の確保とそれを担う人材の確保が必須です。そのために、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が魅力的でやりがいのある職場であることの周知について、官民が連携し、取組を進めます。

■ 障がい者等の社会参加を支える取組

障がい者等の地域における社会参加を促進するためには、その多様なニーズを把握し、必要な支援を行うことが重要です。

障がい者等が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会やスポーツやレクリエーション活動への参加する機会の確保等を通じて、障がい者等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

3	サービス量の見込み等の目標設定に関する基本的な考え方
---	----------------------------

本計画で対象となるサービスの提供体制の確保に当たっては、次の点に配慮して、必要なサービス量の見込み等の目標設定を行います。

■ 必要な訪問系サービスの保障

障がい者等が地域において健康で充実した日常生活や社会生活を送ることができるよう、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）について、ニーズ把握に努めるとともに、サービスの適切かつ十分な提供を図ります。

■ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

障がい者等に対し、就労支援や社会参加の機会の提供のほか、適切な介護や余暇活動等の充実した活動を提供する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）について、その方の特性やニーズに配慮しながら、適切かつ十分に提供されるよう努めます。

■ グループホーム等及び地域生活支援拠点等の機能の充実

地域における居住の場としてグループホームの質的・量的な充実を図り、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練、地域移行支援、地域定着支援等のサービスと合わせて、施設入所・入院から地域生活への円滑な移行を進めます。

また、重度化、高齢化し、日常生活を営む上での理解力、生活力を補う必要がある障がい者であっても、地域生活を希望する方が地域で暮らすことができるよう、ニーズ把握に努めるとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助等のサービスを提供できる体制の整備に努めます。

さらに、地域生活支援拠点等については、地域に開かれたものとするよう努めるとともに、市域だけではカバーできない社会資源を活用可能とするため、圏域での面的な体制が効果的に機能するよう、個々の機関の連携のもと、ニーズの高い緊急時の対応や受入れ等をはじめとした障がい者等を支援できる体制を構築します。

■ 福祉施設から一般就労への移行の推進

障がい者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるよう、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の利用を促進します。

■ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者等に対する支援の強化

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者等に対し、障害福祉サービス等において、適切かつ十分な支援ができるよう、神奈川県の実態等を受けながらサービス提供体制を強化します。

■ 障害児支援の提供体制の確保

障がい児及びその家族が、乳幼児期から一貫した効果的な支援を、身近な地域で受けられることが重要です。

そのために、児童発達支援センターを中核とした、重層的な障害児通所支援の体制整備、障害児通所支援と保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等の子育て支援施設や教育委員会との密接な連携、とりわけ、保育所等訪問支援と保育所等との緊密な連携による障がい児の地域社会への参加・包容を推進するとともに、医療的ケア児等、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実に取り組みます。

■ with コロナ期、after コロナ期におけるサービス提供体制の確保

障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルスの感染を防止し、必要なサービス提供を継続できるよう、事業所との情報共有に努め、衛生用品等の提供等、必要な支援を行います。また、感染拡大への恐れからサービス提供が進まない状況に際しては、事業者との協議、課題の抽出に努め、連携して適切な対応を行います。

第3章 令和5年度（2023年度）の目標及び数値の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、令和5年度（2023年度）を目標年度として、次のように目標等を設定します。

1	福祉施設入所者の地域生活への移行
---	------------------

第5期計画の令和2年度（2020年度）末の地域生活移行者数の目標18人に対し、実際の移行者数は5人と見込まれ、13人が当初の目標を下回る見込みとなりました。そこで令和3年度（2021年度）末から令和5年度（2023年度）末にかけての地域生活移行者数を、国の基本指針に基づき6%となるよう目標を設定します。

また、第5期計画の令和2年度（2020年度）末の施設入所者数の目標188人に対し、令和元年度（2019年度）末の施設入所者数が196人であることから、目標を下回ることが見込まれます。そうしたことから令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）にかけての施設入所者削減数が、国の基本指針に基づき1.6%となるよう目標を設定します。

このような状況を踏まえながら、地域生活への移行を支援するサービスの充実を図るとともに、新たに施設入所を必要とするかたとのバランスを取りながら、令和5年度（2023年度）末の施設入所者を192人とすることを目標として、サービス提供体制の充実に取り組みます。

項 目		目標値等	考え方
【基準値】	施設入所者数	A 196 人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値】	地域生活移行者数	B 12 人	基準値 A のうち、令和 5 年度末までに地域生活へ移行する者の目標値
		6.0%	基準値 A に占める割合
【見込値】	新たな施設入所支援利用者数	C 30 人	令和 5 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用者の見込数
【見込値】	地域移行者以外の退所者数	D 22 人	令和 5 年度末までに地域移行以外の理由で退所する利用者の見込数
【見込値】	令和 5 年度末の施設入所者数	E 192 人	$A - B + C - D$
【目標値】	施設入所者削減数	F 4 人	$A - E$
		1.6%	基準値 A に占める割合

2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
---	--------------------------

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

本市では「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」の場や、「地域精神保健福祉連絡協議会（小田原保健福祉事務所主催）」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（小田原保健福祉事務所主催）」に参画するなど、自治体・保健・医療・福祉の関係機関による協議を継続していきます。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標値

項目	数値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	10回	令和5年度開催回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	150人	令和5年度参加者数見込
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	令和5年度実施回数見込
精神障がい者の地域移行支援	1人	令和5年度利用者数見込
精神障がい者の地域定着支援	1人	令和5年度利用者数見込
精神障がい者の共同生活援助	30人	令和5年度未利用者数見込
精神障がい者の自立生活援助	1人	令和5年度利用者数見込

3 地域生活支援拠点等の整備

本市では、高齢化の進展に伴う家族介護力、障がい者のADL (Activities of Daily Living・日常生活動作)の低下などに対応していくため、入所施設やグループホームなどの居住支援機能、障がい者や家族等からの相談や短期入所などを受けられる地域支援機能、生活介護や訓練など日中活動系のサービス機能を有する複数の事業所を地域生活支援拠点として位置付け、これらの事業者との連携のもと、地域で生活する障がい者を支援していく仕組みを構築しています。

また、障がい者の高齢化と地域移行が進む中、包括ケアや在宅医療との連携が不可欠となってくることから、基幹相談支援センターなどを中心に、本市における地域包括ケアシステムとの連携を検討していきます。

4	福祉施設から一般就労への移行等
---	-----------------

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

直近3か年の実績は以下のとおりとなります。第5期計画の令和2年度(2020年度)中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数の目標23人に対し、令和2年度(2020年度)中の一般就労への移行者を23人と見込み、当初の目標を達成する見込みになります。

平成29年度	平成30年度	令和元年度
19人	15人	23人

本市では、このような状況を踏まえ、一般就労への移行を支援するサービスの充実を図り、令和5年度(2023年度)中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数を、令和元年度(2019年度)実績の23人を基準値とし、国の基本指針に基づき基準値の1.27倍となる30人を目標とします。

また、就労移行支援及び就労継続支援B型の事業ごとの一般就労に移行する利用者数の目標値を、国の指針に基づき、それぞれ令和元年度実績値の、1.30倍の8人、1.23倍の7人とするとともに、就労継続支援A型については、令和元年度実績が0人だったことから、目標値を1人と定め、サービス提供体制の充実に取り組みます。

一般就労に移行する福祉施設利用者数

項目		数値	考え方
【実績値】	一般就労に移行する福祉施設利用者数	23人	令和元年度中に一般就労に移行した就労移行支援事業等利用者数
【実績値】	一般就労に移行する就労移行支援利用者数	15人	令和元年度中に一般就労に移行した就労移行支援事業利用者数
【実績値】	一般就労に移行する就労継続支援A型利用者数	0人	令和元年度中に一般就労に移行した就労継続支援A型事業利用者数
【実績値】	一般就労に移行する就労継続支援B型利用者数	5人	令和元年度中に一般就労に移行した就労継続支援B型事業利用者数
【目標値】	一般就労に移行する福祉施設利用者数	30人	令和5年度中に一般就労に移行する就労移行支援事業等利用者数 (令和元年度実績値×1.27)
【目標値】	一般就労に移行する就労移行支援利用者数	20人	令和5年度中に一般就労に移行する就労移行支援事業利用者数 (令和元年度実績値×1.30)
【目標値】	一般就労に移行する就労継続支援A型利用者数	1人	令和5年度中に一般就労に移行する就労継続支援A型事業利用者数 (令和元年度実績値×1.26)
【目標値】	一般就労に移行する就労継続支援B型利用者数	7人	令和5年度中に一般就労に移行する就労継続支援B型事業利用者数 (令和元年度実績値×1.23)

就労定着支援事業の利用者数

項目		数値	考え方
【目標値】	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した利用者	30人	一般就労に移行する福祉施設利用者数（再掲）①
【目標値】	うち就労定着支援事業利用者数	21人	①×0.7以上

就労定着支援事業所ごとの就労定着率

項目		数値	考え方
【目標値】	令和5年度末における就労定着率80%以上の就労定着支援事業所数	1か所	80%以上の事業所の割合： 70%以上

■ 障害者就労施設等からの物品等の調達及び障がい者雇用の推進

本市では、障むくきはけし害者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進するため、国等が定めた障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を平成25年度（2013年度）から制定しています。

この調達方針では、適用範囲を小田原市役所の全組織とし、全庁的な位置付けにしています。また、調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等は、啓発用物品、印刷物及び環境美化等に関する軽作業とするほか、調達できるものは積極的に調達に努めるものとしています。

また、障がい者雇用の推進としては、障がい者就業・生活支援センターの運営支援、地域障害者自立支援協議会での関係機関での協議等や障がい者への合理的配慮の提供を支援するための助成金の助成対象の障がい者雇用事業所への拡大のほか、AI（Artificial Intelligence・人工知能）などの先端技術の活用や、農福連携の取組を推進するなど、新たな障がい者の働き方も視野に、官民が連携して障がい者雇用の推進に取り組めます。

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

市内2か所の児童発達支援センターと5か所の児童発達支援事業所とが、緊密な連携を図ることに加え、障がい児の地域社会への参加・包容を推進するために有効な保育所等訪問支援の利用を促進することにより、児童発達支援センターを中核とした、重層的な地域支援体制を構築します。

- (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内には、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は1か所、受入れ可能な事業所が2か所ありますが、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は確保できていません。重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、神奈川県との支援を受けながら、事業所の確保に取り組めます。

- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児及びその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、サービス提供事業所の確保を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき、総合的・継続的な支援体制を構築することが重要です。

本市では、小田原保健福祉事務所管内で協議の場として設置されている「母子保健福祉委員会小児等在宅医療の推進部会」に参画するほか、平成30年度に「医療的ケア児の支援に関する連携のための庁内連絡会議」を設置し、関係所管共通理解に基づく支援体制の構築を図っています。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、基幹相談支援センターに1名配置されていますが、今後も、神奈川県主催の養成研

修の受講を促し、相談支援専門員等の支援者に対する支援や、医療的ケア児が安心して生活できる地域づくりを目指す等、医療的ケア児の支援体制の強化を進めます。

(4) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要ですので、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に着つけ、適切な対応ができるよう、神奈川県発達障害支援センターを始めとした関係機関の協力を得ながら、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を強化し、障害児通所支援との相乗効果による適切な支援に取り組みます。

ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施見込

項目	見込	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	令和5年度における市施設での受講者数

ペアレントメンターの人数の見込

項目	見込	考え方
ペアレントメンターの人数	1人	令和5年度における市施設に配置するペアレントメンターの人数

ピアサポートの活動への参加人数の見込

項目	見込	考え方
ピアサポートの活動への参加者数	15人	令和5年度における市施設での参加者数

障がい者等、とりわけ、重度障がい者等が地域の中で主体的な日常生活及び社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の適切な利用を支えるとともに、様々なニーズに対応できる相談支援体制が不可欠です。また、障がい児については障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。

相談支援体制については、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センターから成る重層的な仕組みが構築されていますが、今後は、基幹相談支援センターを中心とした総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言、人材育成等、各種機能のさらなる充実を図ります。

総合的・専門的な相談支援の実施見込

項目	見込	考え方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	令和2年12月 基幹相談支援センター 設置

地域の相談支援体制の強化の実施見込

項目	数値	考え方
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15件	令和5年度における 基幹相談支援センター による対応件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	令和5年度における 基幹相談支援センター による研修等実施件数
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	令和5年度における 基幹相談支援センター による取組の実施回数

7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組
---	------------------------

障害福祉サービス等が多様化する中、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするには、必要なサービスを確実に提供することが必要です。そのために担当職員の制度の理解を深めるための取組を行います。また、自立支援審査支払等システム等を活用した審査結果等を、事業者や関係自治体と共有し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

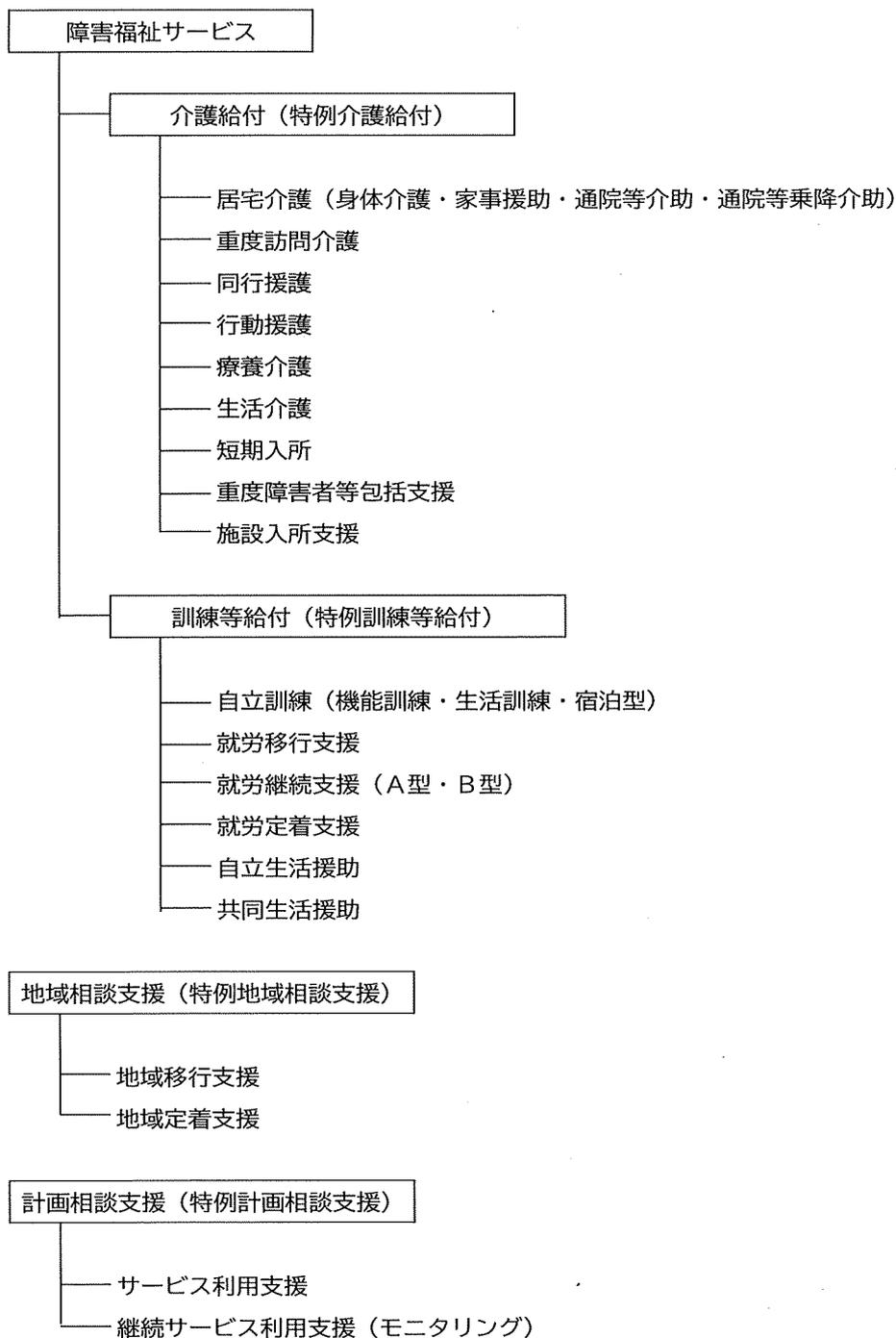
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施見込

項目	数値	考え方
神奈川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加	3人	令和5年度の研修等への参加見込人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有	有	令和5年度の審査結果等の事業所や関係自治体等との共有体制の有無
	1回	令和5年度の審査結果等の事業所や関係自治体等との共有の実施回数

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用実績

1 サービス等の概要

○ 障害福祉サービス等のサービス体系



(1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）
ヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護
ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動に著しい困難がある常時介護を要する人に対し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院または入所している障がい者に対し、意思疎通などの支援を行うサービスです。
同行援護
視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等に対し、外出時において、障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の障がい者等が外出する際に必要な援助を行うサービスです。
行動援護
知的障がいまたは精神障がいにより、行動に著しい困難がある常時介護が必要な障がい者等に対し、行動する際に生じ得る危険を避けるために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援
常時介護を必要とし、意思疎通に著しい支障がある肢体不自由者、知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難がある障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

(2) 日中活動系サービス

療養介護
病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による吸引管理を行っている人若しくは障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重度心身障がい者を対象に、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話、その他の必要な医療を、医療機関において提供するサービスです。
生活介護
常時介護を必要とする障がい者等に対し、主に昼間において、障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事などの介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行うサービスです。
自立訓練（機能訓練）
障害者支援施設等において、必要な援助を要する障がい者であって、地域生活を営む上で支援が必要な障がい者に対し、身体機能・生活能力の維持・回復のための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）
地域生活を営む上で支援が必要な障がい者に対し、必要となる入浴、排せつ、食事や家事などの日常生活能力を維持・向上させるために必要な支援、相談及び助言を行うサービスです。
就労移行支援
就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うサービスです。
就労継続支援（A型）
企業等に就労することが困難な障がい者であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である人を対象に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

就労継続支援（B型）
通常の事務所に雇用されることが困難な障がい者を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。
就労定着支援
就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整、日常生活及び社会生活上の各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うサービスです。
短期入所（ショートステイ）
介護者の病気などの理由から、一時的に障がい児者の介護ができないときなどに、障害者支援施設等へ短期間の入所をさせることにより、入浴、排せつ、食事の介助などの支援を提供するサービスです。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）
共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を行う住居で、主に夜間において、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
介護サービス包括型共同生活援助
事業所の従業者が、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行います。
外部サービス利用型共同生活援助
共同生活援助事業所の従業者が、相談や家事等の日常生活上の援助のみを行い、入浴等の介護は事業所が委託契約を結んだ指定居宅介護事業者が行います。
日中サービス支援型共同生活援助
事業所の従業者が、24時間支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行います。
施設入所支援
障害者支援施設に入所する障がい者等に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

自立生活援助

地域において単身等で生活する障がい者等を対象に、定期的な巡回訪問や随時通報を受けての訪問、相談対応等により、日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の必要な支援を提供するサービスです。

(4) 相談支援

計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援があります。

サービス利用支援

障害福祉サービスの支給申請に際し、希望する障害福祉サービス等の種類及び内容等について記載した、「サービス等利用計画案」の作成を行います。

障害福祉サービスの支給決定後に、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、支給決定に係る障害福祉サービス等の種類及び内容を記載した「サービス等利用計画」を作成します。

継続サービス利用支援

支給決定の有効期間内に、支給決定を受けた障害福祉サービス等に係る「サービス等利用計画」が適切かどうか、利用状況等を検証（モニタリング）し、必要に応じ「サービス等利用計画」の見直しを行います。

地域相談支援

地域移行支援と地域定着支援があります。

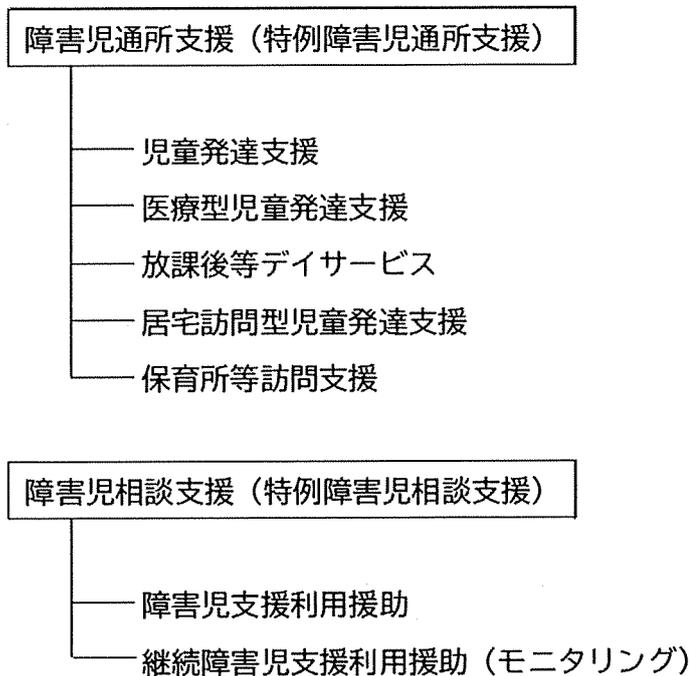
地域移行支援

地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談その他の必要な支援を提供します。

地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に際し、相談や緊急訪問等の支援を提供します。

○ 障害児通所支援等のサービス体系



(5) 障害児通所支援等のサービス

児童発達支援
療育を行う必要があると認められる児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を提供します。
医療型児童発達支援
上肢、下肢又は体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援と治療を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援
重症心身障がい児や医療的なケアを必要とする重度の障がい児であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を提供します。

放課後等デイサービス	
就学中の障がい児に対し、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を提供します。	
保育所等訪問支援	
保育所などを訪問し、障がい児に対し、集団生活に適應するための専門的な支援、その他の必要な支援を提供します。	
障害児相談支援	
障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助があります。	
	<p>障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）等の支給申請に際し、希望する障害児通所支援等の種類及び内容等について記載した「障害児支援利用計画案」の作成を行います。</p> <p>障害児通所支援等の支給決定後に、障害児通所支援事業所等との連絡調整等を行うとともに、支給決定に係る障害児通所支援等の種類及び内容を記載した「障害児支援利用計画」を作成します。</p>
	<p>継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定の有効期間内に、支給決定を受けた障害児通所支援等に係る「障害児支援利用計画」が適切かどうか、利用状況等を検証（モニタリング）し、必要に応じ「障害児支援利用計画」の見直しを行います。</p>

2	サービス等の利用実績
---	------------

第4期及び第5期計画期間における障害福祉サービス等の利用実績は、以下のとおりです。

- | |
|---|
| <p>※ 表中の実績値は、各年度3月分（例：平成27年度→平成28年3月分）です。令和2年度は、令和2年7月の実績値です。</p> <p>※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」です。</p> |
|---|

【訪問系サービス】

総利用時間、実利用者数ともに、概ね計画値に近い数値で推移しています。1人1月あたりの平均利用時間（総利用時間／実利用者数）は、下表のとおり減少傾向にあります。障がい者の高齢化に伴う介護保険サービス併用者の増加などが要因として考えられます。

1人1月あたりの平均利用時間の推移

第4期計画			第5期計画		
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
25.74 h	28.80 h	25.11 h	25.28 h	24.65 h	22.45 h

【訪問系サービス】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間	6,718	8,438	7,532	7,331	7,617	7,320
		(7,321)	(7,721)	(8,120)	(7,400)	(7,600)	(7,800)
		91.8%	109.3%	92.8%	99.1%	100.2%	93.8%
	人	261	293	300	290	309	326
		(288)	(307)	(326)	(290)	(300)	(310)
		90.6%	95.4%	92.0%	100.0%	103.0%	105.2%

 : 達成率100%以上

【日中活動系サービス】

生活介護及び就労継続支援（A型、B型）の利用日数、実利用者数に増加傾向が見られます。

就労継続支援（A型）については平成28年度（2016年度）に市内に、また平成31年度（2019年度）に近隣町に同サービスを提供する事業所が開設したため、増加傾向が続いています。

自立訓練（機能訓練）は、圏域内の2か所のサービス提供事業所の利用及び圏域外での施設入所併用の利用が見られます。自立訓練（生活訓練）については、圏域内にサービス提供事業所がなく、圏域外での施設入所併用の利用が主となっています。両サービスとも、利用量は多くはありませんが、一定の利用があります。

就労移行支援は、圏域外に精神障がい者や発達障がい者を対象とする事業所が多く、市内からの利用が増加している一方で、令和元年度（2019年度）に市内の事業所2か所がサービス提供を終了したことから、全体として利用者数は減少しています。

短期入所利用者の減少は、事業所における人材不足及び、令和元年度以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所が受入れを控えたことが要因と考えられます。

【日中活動系サービス】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
生活介護	人日	8,192	8,674	8,090	8,712	9,370	9,634
		(7,943)	(8,139)	(8,336)	(9,000)	(9,300)	(9,600)
		103.1%	106.6%	97.0%	96.8%	100.8%	100.4%
	人	398	415	408	446	470	471
		(400)	(410)	(420)	(430)	(440)	(450)
		99.5%	101.2%	97.1%	103.7%	106.8%	104.7%
自立訓練 (機能訓練)	人日	101	127	74	104	89	87
		(117)	(119)	(122)	(115)	(118)	(122)
		86.3%	106.7%	60.7%	90.4%	75.4%	71.3%
	人	12	14	9	9	6	6
		(12)	(12)	(13)	(14)	(15)	(15)
		100.0%	116.7%	69.2%	64.3%	40.0%	40.0%
自立訓練 (生活訓練)	人日	343	284	123	2	47	97
		(420)	(420)	(420)	(210)	(210)	(210)
		81.7%	67.6%	29.3%	1.0%	22.4%	46.2%
	人	12	13	6	1	3	5
		(20)	(20)	(20)	(10)	(10)	(10)
		60.0%	65.0%	30.0%	10.0%	30.0%	50.0%
就労移行支援	人日	628	618	771	670	439	539
		(980)	(1,080)	(1,180)	(800)	(840)	(880)
		64.1%	57.2%	65.3%	83.8%	52.3%	61.3%
	人	32	36	42	40	27	28
		(49)	(54)	(59)	(40)	(42)	(44)
		65.3%	66.7%	71.2%	100.0%	64.3%	63.6%

☐ : 達成率100%以上

【日中活動系サービス】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
就労継続支援 (A型)	人日	178	442	484	496	740	788
		(129)	(139)	(147)	(360)	(400)	(440)
		138.0%	318.0%	329.3%	137.8%	185.0%	179.1%
	人	9	22	24	25	38	39
		(6)	(6)	(7)	(18)	(20)	(22)
		150.0%	366.7%	342.9%	138.9%	190.0%	177.3%
就労継続支援 (B型)	人日	6,911	7,392	6,930	7,254	7,159	7,623
		(6,828)	(7,450)	(8,104)	(8,100)	(8,600)	(9,100)
		101.2%	99.2%	85.5%	89.6%	83.2%	83.8%
	人	375	392	408	429	425	434
		(369)	(382)	(406)	(430)	(450)	(470)
		101.6%	102.6%	100.5%	99.8%	94.4%	92.3%
就労定着支援	人	—	—	—	5	8	1
		—	—	—	(4)	(5)	(6)
		—	—	—	125.0%	160.0%	16.7%
療養介護	人	34	34	40	42	37	39
		(30)	(30)	(30)	(39)	(41)	(43)
		113.3%	113.3%	133.3%	107.7%	90.2%	90.7%
短期入所 (福祉型)	人日	646	729	651	612	436	376
		(613)	(660)	(707)	(660)	(680)	(700)
		105.4%	110.5%	92.1%	92.7%	64.1%	53.7%
	人	123	141	111	129	91	28
		(108)	(119)	(130)	(150)	(160)	(170)
		113.9%	118.5%	85.4%	86.0%	56.9%	16.5%
短期入所 (医療型)	人日	0	0	30	40	24	44
		(46)	(48)	(50)	(45)	(45)	(45)
		0.0%	0.0%	60.0%	88.9%	53.3%	97.8%
	人	0	0	8	10	6	6
		(11)	(12)	(13)	(11)	(11)	(11)
		0.0%	0.0%	61.5%	90.9%	54.5%	54.5%

 : 達成率100%以上

【居住系サービス】

グループホームは、障がい者が地域で暮らすための居住の場として重要な社会資源です。市内におけるグループホームの整備も毎年のようにあり、利用者数も少しずつ増加を続け、令和元年度に施設入所者数を上回りました。

施設入所支援は、障がい者及び介護者の高齢化の影響により、一定の利用者数からほぼ横ばいの状況が続いています。

【居住系サービス】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R 2年度
共同生活援助	人	167	171	181	193	197	201
		(127)	(147)	(161)	(190)	(190)	(202)
		131.5%	116.3%	112.4%	101.6%	103.7%	99.5%
施設入所支援	人	194	192	189	193	196	193
		(196)	(194)	(192)	(191)	(190)	(188)
		99.0%	99.0%	98.4%	101.0%	103.2%	102.7%
自立生活援助	人	-	-	-	0	0	0
		-	-	-	(1)	(1)	(1)
		-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%

 : 達成率100%以上

【相談支援】

計画相談支援の利用者数は増加傾向にあったことに加え、平成30年度(2018年度)からモニタリングの標準期間が変更され、実施回数が増加したことを受け、利用者数が伸びています。

地域移行支援については、利用者の掘り起こしのほか、サービス導入に係る関係機関との調整等、体制整備に多くの時間と労力を要することから、利用実績としては伸び悩んでいます。

地域定着支援については、知的障がい者や精神障がい者が、地域での生活に移行するに際し、利用が進みつつあります。

【相談支援】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R 2年度
計画相談支援	人	123	147	147	169	229	256
		(110)	(120)	(130)	(160)	(170)	(180)
		111.8%	122.5%	113.1%	105.6%	134.7%	142.2%
地域移行支援	人	0	0	0	1	0	0
		(2)	(4)	(6)	(2)	(2)	(2)
		0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	人	0	0	3	4	3	1
		(2)	(4)	(6)	(2)	(2)	(2)
		0.0%	0.0%	50.0%	200.0%	150.0%	50.0%

 : 達成率100%以上

【障害児通所支援等】

障害児相談支援については、相談支援事業所の不足により、セルフプランによる対応が増加しています。

児童発達支援については、市内での事業所の開設もあり、一時、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うサービス利用の自粛もありましたが、その後、利用者が戻り、増加しています。

放課後等デイサービスは、大幅な利用量の増加が続いていましたが、平成30年度以降は、伸び率は落ち着きつつあります。

保育所等訪問支援は、利用が伸び悩んでいましたが、令和2年度（2020年度）では利用者数が2桁となり、サービスが定着し始めたものと考えられます。

【障害児通所支援等】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
障害児相談支援	人	50	73	26	37	38	18
		(75)	(80)	(85)	(50)	(55)	(60)
		66.7%	91.3%	30.6%	74.0%	69.1%	30.0%
児童発達支援	人日	1,472	1,353	1,322	1,534	1,244	1,935
		(1,600)	(1,700)	(1,800)	(1,500)	(1,550)	(1,600)
		92.0%	79.6%	73.4%	102.3%	80.3%	120.9%
	人	210	186	203	216	171	229
		(170)	(175)	(180)	(180)	(185)	(190)
		123.5%	106.3%	112.8%	120.0%	92.4%	120.5%
医療型 児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
	人	0	0	0	0	0	0
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
居宅訪問型 児童発達支援	人日	—	—	—	0	0	0
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	0	0	0
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
放課後等 デイサービス	人日	2,090	2,920	3,322	3,494	3,415	3,789
		(1,859)	(1,898)	(1,950)	(3,300)	(3,350)	(3,400)
		112.4%	153.8%	170.4%	105.9%	101.9%	111.4%
	人	171	219	263	292	272	282
		(143)	(146)	(150)	(260)	(265)	(270)
		119.6%	150.0%	175.3%	112.3%	102.6%	104.4%
保育所等 訪問支援	人日	2	0	3	2	3	11
		(5)	(5)	(5)	(6)	(8)	(10)
		40.0%	0.0%	60.0%	33.3%	37.5%	110.0%
	人	2	0	3	2	3	11
		(5)	(5)	(5)	(6)	(8)	(10)
		40.0%	0.0%	60.0%	33.3%	37.5%	110.0%

 : 達成率100%以上

第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策

- ※ 表中の実績値は、各年度3月分（例：平成30年度→平成31年3月分）です。令和2年度は、令和2年7月の実績値です。
- ※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」です。（本章において、別に表記がない限り同様です。）

1 訪問系サービス

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

これまでの利用実績を基礎としつつ、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うサービス利用の自粛を加味し、利用時間数及び利用者数を見込んでいます。

訪問系サービスの見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	7,331h	7,617h	7,320h	7,400h	7,500h	7,600h
	290人	309人	326人	340人	350人	360人

(2) 見込量確保のための方策

市内の指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所数は、令和2年（2020年）6月現在34か所と第5期障がい福祉計画の基礎資料とした平成29年（2017年）6月現在の31か所と比べ、3か所増えています。

1人当たりの利用時間が減少傾向にありますが、全体の利用量は、障がいの重度化や介護者の高齢化により増加が見込まれますので、事業の拡大について事業者に働きかけを行います。

2	日中活動系サービス
---	-----------

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 生活介護

これまでの利用実績を基礎としつつ、新型コロナウイルス感染症による利用の減を加味したほか、令和3年度（2021年度）以降、新規開設や定員増を行う事業所を見込むとともに、特別支援学校高等部卒業生の進路選択の予測を加味し、利用量及び利用者数を算出しています。

生活介護の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	8,712人日	9,370人日	9,634人日	10,000人日	10,400人日	10,800人日
	446人	470人	471人	500人	520人	540人

イ 自立訓練（機能訓練）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。大幅な利用の増は見込まれませんが、一定のニーズは継続的にあるものと想定しています。

自立訓練（機能訓練）の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （機能訓練）	104人日	89人日	87人日	90人日	105人日	120人日
	9人	6人	6人	6人	7人	8人

ウ 自立訓練（生活訓練）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。大幅な利用の増は見込まれませんが、一定のニーズは継続的にあるものと想定しています。

自立訓練（生活訓練）の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （生活訓練）	2人日	47人日	97人日	100人日	100人日	100人日
	1人	3人	5人	5人	5人	5人

エ 就労移行支援

市内事業所数の減少もあり、利用者、利用量ともに減少傾向にありますが、特別支援学校高等部卒業生の進路として、一定のニーズがあることを加味し、利用量及び利用者数を想定しています。

就労移行支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	670人日	439人日	539人日	630人日	810人日	990人日
	40人	27人	28人	35人	45人	55人

オ 就労継続支援（A型）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労継続支援（A型）の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	496人日	740人日	788人日	800人日	840人日	880人日
	25人	38人	39人	40人	42人	44人

カ 就労継続支援（B型）

これまでの利用実績を基礎とするとともに、特別支援学校高等部卒業生の進路としてのニーズを加味し、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労継続支援（B型）の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	7,254人日	7,159人日	7,623人日	7,700人日	8,000人日	8,300人日
	429人	425人	434人	450人	470人	490人

キ 就労定着支援

これまでの利用実績及び令和5年度における就労定着支援利用者数の目標値を踏まえ、利用者数を見込んでいます。

就労定着支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	5人	8人	1人	9人	10人	11人

ク 療養介護

これまでの利用実績を基礎とし、利用者数を見込んでいます。

療養介護の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	42人	37人	39人	41人	42人	43人

ケ 短期入所（ショートステイ）

新型コロナウイルス感染症拡大防止による影響が顕著であったサービスです。見込量の設定は、これまでの利用実績を踏まえるとともに、従前のサービス供給水準に戻ることを想定し、福祉型と医療型に分け、行っています。

短期入所（ショートステイ）の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 （福祉型）	612人日	436人日	376人日	500人日	550人日	600人日
	129人	91人	28人	100人	110人	120人
短期入所 （医療型）	40人日	24人日	44人日	50人日	55人日	60人日
	10人	6人	6人	10人	11人	12人

(2) 見込量確保のための方策

障がい者が地域において生き生きとした生活を送るためには、その人に適した日中活動の場が必要です。

そのため、サービス利用希望者のニーズとサービス供給量のバランスを把握し、供給量に不足が見込まれるサービスについては、事業者となり得る団体等に対する情報の提供や供給体制整備に係る協議等を行うとと

もに、神奈川県等とも協力して支援を検討していきます。

また、障がい者の自立を促進するに当たり、福祉施設から一般就労への移行は、重要な要素であることから、就労移行支援事業等の定員や受入れの維持・拡大について事業者に働きかけていきます。

3	居住系サービス
---	---------

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 共同生活援助（グループホーム）

新規グループホーム開設による定員増及び第4章に掲載している福祉施設入所者等の地域への移行等を勘案し、利用者数を見込んでいます。

共同生活援助の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	193人	197人	201人	220人	240人	250人

イ 施設入所支援

第4章に掲載している福祉施設入所者等の地域への移行等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

施設入所支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	193人	196人	193人	193人	193人	192人

ウ 自立生活援助

現状、圏域内にサービス提供事業所はありませんが、障がい者が安定した地域生活を送る上で有効なサービスであると考えられますので、各年度1名ずつを目標として利用者数を見込むこととします。

自立生活援助の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0人	0人	0人	1人	1人	1人

(2) 見込量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を促進する上で、グループホームは重要な役割を担っています。また、在宅で障がい者を介助してきた親族等の高齢化により、グループホーム等の地域の中で生活する場に関するニーズは、今後とも高まるものと考えられるため、グループホーム等を運営しようとする事業者に対して支援を行い、設置促進等を図るとともに、自治会や地域住民の理解や援助も必要となることから、障がい及び障がい者についての理解の促進に努めます。

また、施設入所支援については、障がいの重度化や介護者の高齢化などにより、今後、必要とする方が増加することが見込まれることから、障がい者及び介護者のニーズ把握を行うとともに、必要な方が確実にサービスを利用できるよう、一定の定員の確保に努めます。

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 計画相談支援

すべての障害福祉サービスの利用者が計画相談支援の対象となることが基本ですが、計画作成を引き受ける相談支援事業所が見つからず、やむを得ずセルフプランを作成する方が増加しています。

これまでの利用実績に加え、潜在的な有資格者の把握・活用、介護保険制度のケアマネージャーに対する参入の促進、相談支援事業者の負担軽減策等についての事業者との協議など、計画相談支援の供給量を増やすための対応を行っていくことを踏まえ、利用者数を見込んでいます。

計画相談支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	169人	229人	256人	270人	280人	290人

イ 地域相談支援

地域移行支援については、精神病床への長期入院者への地域移行に関する十分な情報提供や潜在的ニーズの掘り起こし等の利用促進を図っていくことを踏まえ、毎年度1名ずつの利用を見込みます。

地域定着支援は、サービスが徐々に浸透しつつありますので、これまでの利用実績を踏まえるとともに、施設入所者の地域生活への移行見込数等から利用者数を見込んでいます。

地域相談支援の見込量（1月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	1人	0人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	4人	3人	1人	4人	5人	6人

(3) 見込量確保のための方策

障害福祉サービスの利用者のすべてがサービス等利用計画を作成することとされていることから、相談支援専門員の人材確保、相談支援事業所の経営状況改善への支援など、事業者と市が今後のサービス提供を見据えた対応を図ります。

5	障害児通所支援等のサービス
---	---------------

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 児童発達支援

これまでの利用実績を基礎としつつ、利用児数の拡大を念頭に、利用量及び利用児数を見込んでいます。

児童発達支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1,534日	1,244日	1,935日	2,100日	2,200日	2,300日
	216人	171人	229人	240人	250人	260人

イ 医療型児童発達支援

近隣市町にもサービスを提供する事業者はなく、また、新規の開設の見込もなく、利用実績もないことから、利用量及び利用児数は見込まないこととします。

医療型児童発達支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	0日	0日	0日	—	—	—
	0人	0人	0人	—	—	—

ウ 放課後等デイサービス

これまでの利用実績を基礎としつつ、今回、実施したアンケート調査の内容を踏まえ、利用量及び利用児数を見込んでいます。

放課後等デイサービスの見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	3,494人日	3,415人日	3,789人日	4,200人日	4,500人日	4,800人日
	292人	272人	282人	325人	345人	365人

エ 保育所等訪問支援

これまでの利用実績を基礎としつつ、利用児数の拡大を念頭に利用量及び利用児数を見込んでいます。

保育所等訪問支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	2人日	3人日	11人日	12人日	13人日	14人日
	2人	3人	11人	12人	13人	14人

オ 居宅訪問型児童発達支援

県内でも指定事業所は1か所のみであり、圏域においてサービス提供を予定している事業所がないことから、利用量及び利用児数は見込まないこととします。

居宅訪問型児童発達支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	0人日	0人日	0人日	-	-	-
	0人	0人	0人	-	-	-

カ 障害児相談支援

利用は減少傾向となっておりますが、全ての障害児通所支援利用者が障害児相談支援を受けることができるよう、事業者との協議や支援策を講じることを踏まえ、供給量の拡大を目標に利用児数を見込んでいきます。

障害児相談支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	37人	38人	18人	30人	35人	40人

キ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要ですので、基幹相談支援センターに配置するコーディネーターについて、次のように目標を設定します。

コーディネーター配置人数の見込量

	第5期計画配置実績			第6期計画配置見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	—	—	1人	1人	1人	1人

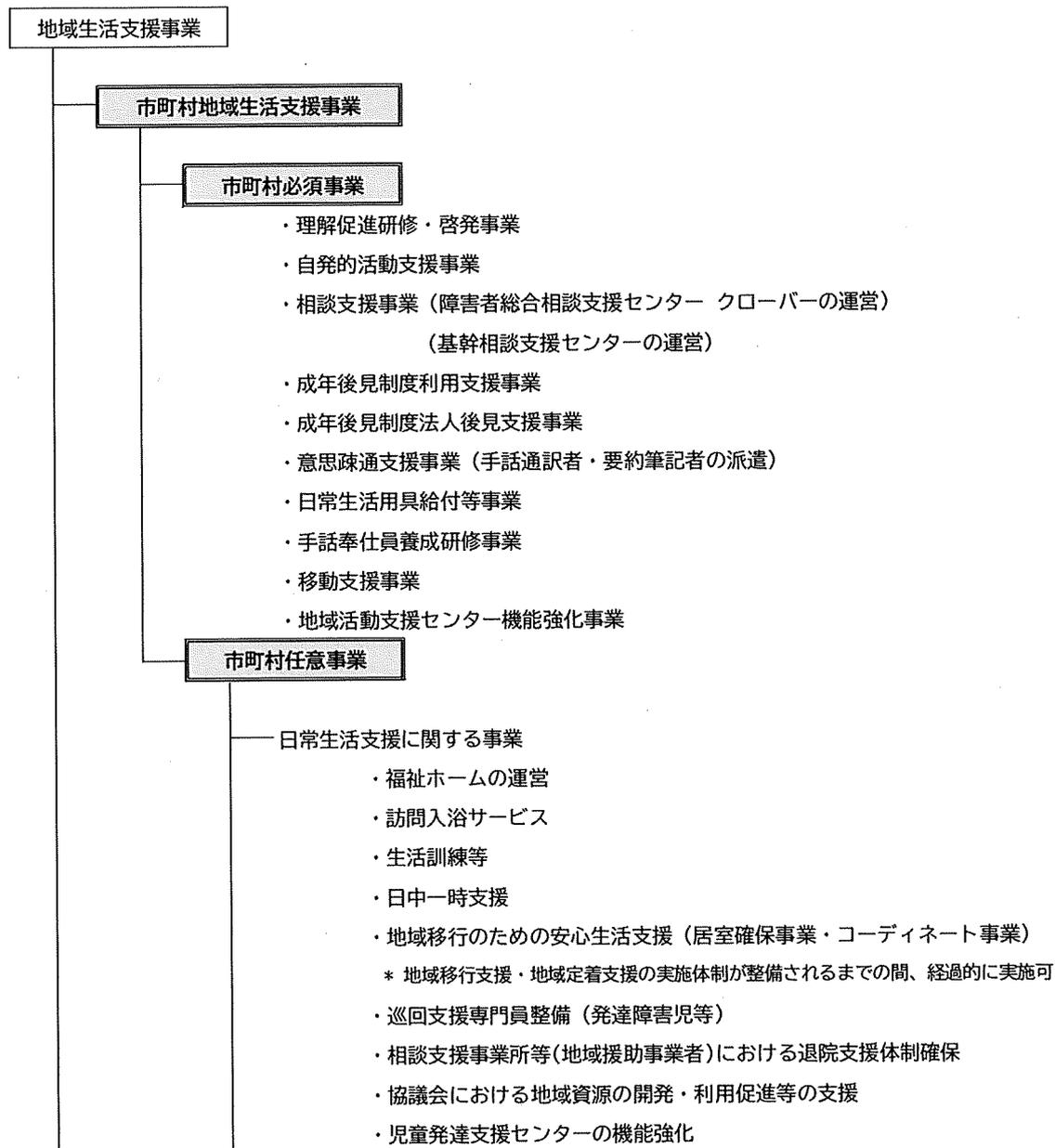
(2) 見込量確保のための方策

本市では、障害児通所支援等のサービスを実施している事業所が、それぞれの事業所の特徴を生かし、事業所ごとに機能や役割を果たしています。今後の取組みとして、見込量と実績の推移を勘案しながら、支援利用希望者の受入態勢の確保や専門スタッフの充実について事業者に働きかけていきます。

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 実施する事業の内容

○ 地域生活支援事業の体系



社会参加支援に関する事業

- ・レクリエーション活動等支援
- ・芸術文化活動振興
- ・点字・声の広報等発行
- ・奉仕員養成研修（点訳奉仕員・朗読奉仕員等）
- ・複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
- ・家庭・教育・福祉連携推進事業

就業・就労支援に関する事業

- ・盲人ホームの運営
- ・知的障害者職親委託
- ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

都道府県地域生活支援事業

都道府県必須事業

- ・専門性の高い相談支援事業（発達障害、高次脳機能障害等）
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
（手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等）
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
（手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等）
- ・意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互の連絡調整事業
- ・広域的な支援事業（地域のネットワーク構築支援、発達障害者支援地域協議会等）

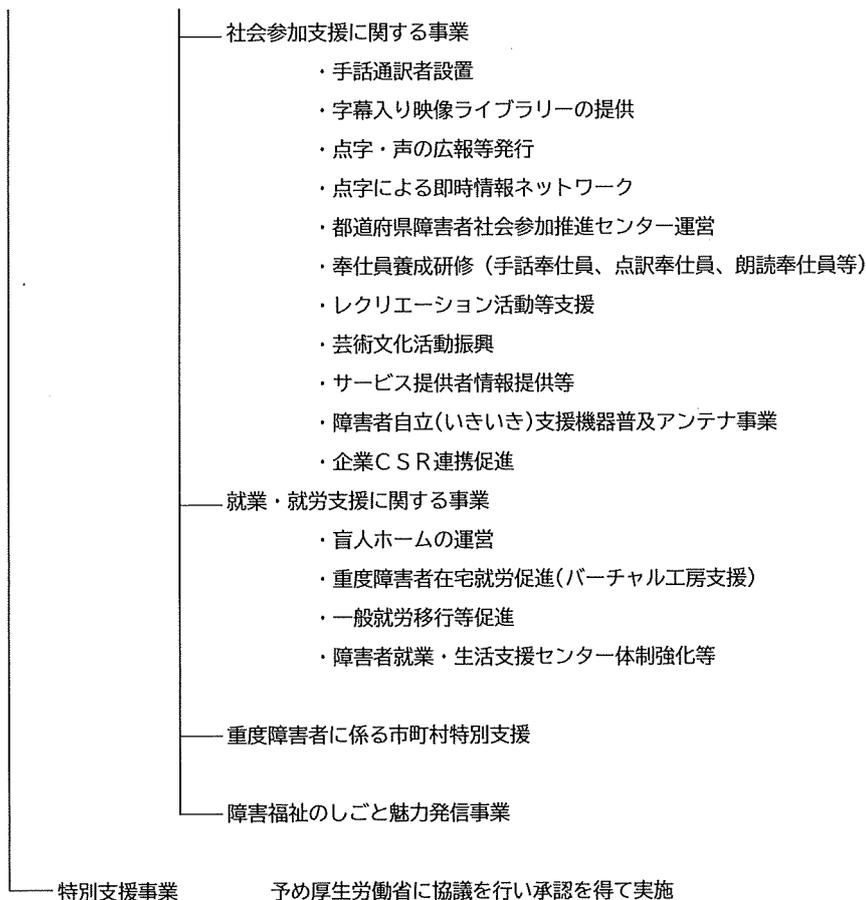
都道府県任意事業

サービス・相談支援者、指導者育成事業

- ・審査会委員、相談支援従事者等、居宅介護従事者等、障害者ピアサポーター 等

日常生活支援に関する事業

- ・福祉ホームの運営
- ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練
- ・音声機能障害者発声訓練
- ・児童発達支援センター等の機能強化
- ・矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進
- ・医療型短期入所事業所開設支援
- ・障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業



(1) 必須事業

地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者等の地域社会での自立した生活と社会参加を促進するよう努めます。

なお、本市では、日常生活用具費給付事業、移動支援事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

ア 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、日頃、障がい者等と接する機会の少ない市民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会や啓発活動を行います。

イ 自発的事業支援事業

障がい者団体や障がい関係施設自らが、地域を対象に行う活動を支援します。

ウ 相談支援事業

障がい者、障がい児者の保護者又は障がい者の介護を行う方などの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うものです。

本市及び足柄下郡3町では、令和2年（2020年）12月に、障害者相談支援事業の再編を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置しました。

エ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者に対し、障がい者の自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

カ 意思疎通支援事業

（ア）手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を図ります。

（イ）手話通訳者設置事業

聴覚障がい者の情報保障を充実するため、障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置します。

キ 日常生活用具費支給事業

自立生活支援用具などを必要とする重度障がい者等に日常生活用具費を給付し、日常生活の利便の向上を図ります。

ク 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成するため、研修会を開催します。

ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

コ 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行い、障がい者の日中活動の場となる地域活動支援センターの運営を支援します。

(2) 任意事業

任意の地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者等が地域社会で自立して生活できるよう、また、障がい者等の社会参加を促進するよう努めます。

なお、本市では、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

ア 日常生活支援に関する事業

(ア) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度障がい者に対して、訪問による入浴サービスを実施することにより、障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(イ) 日中一時支援事業

障がい者等を預かり、日中における活動の場を確保することにより、障がい者等の家族の就労支援及び一時的休息の取得の促進を図ります。

イ 社会参加支援に関する事業

(ア) レクリエーション活動等支援

障がい者等の健康の保持促進を図り、社会参加の機会を拡大できるように、多くの障がい児者が参加できるレクリエーション事業等を障がい福祉関係団体と行政機関等が協力して実施します。

(イ) 芸術文化活動振興

障がい者等の文化活動を通じた社会参加と障がい者相互、地域住民との交流の機会の創出のため、県西地域の障害福祉サービス事業所等、行政機関等が協力して、県西地区障害者文化事業を開催します。

(ウ) 点字・声の広報等発行

文字による情報の入手が困難な視覚障がい者等のため、点訳や音訳などの方法により、市広報紙や障がい福祉ガイドブックの情報を提供します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

これまでは、ノーマライゼーション理念普及事業として、地域ミーティング、ノーマライゼーション理念普及啓発講演会及び精神保健福祉地域交流会の開催を行ってきました。令和2年度（2020年度）からは、既存事業の整理や新規事業の追加を行い、障がいや障がい者に関する市民の理解を深めるため、理解促進研修・啓発事業、合理的配慮提供促進事業、精神保健福祉地域交流会開催事業として実施します。

理解促進研修・啓発事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

従前は、公募型事業のノーマライゼーション理念普及啓発講演会開催事業を自発的活動支援事業に位置付け実施していましたが、当該事業を理解促進研修・啓発事業に移行したため、当該事業の中で自発的活動への支援を行っています。今後、さらなる民間団体等の自発的活動の支援について、検討を行います。

自発的活動支援事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)

(3) 相談支援事業

令和2年度に、障害者相談支援事業の再編を行うとともに、基幹相談支援センターの設置を行いました。今後は、基幹相談支援センターを核とした重層的な相談支援体制を構築・強化していきます。

相談支援事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	—	—	検討	検討	実施

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見等申立者数は、年々増加しています。今後も障がい者の権利擁護を推進するため、所要量を見込みます。

成年後見制度利用支援事業の実施状況と実施予定（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	14件	18件	19件	21件	23件	25件

※ 数値は、各年度の申立費用助成及び報酬助成の年間実績件数又は年間見込件数

※ 令和2年度の数値は、年間見込件数

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

本市では、令和4年度（2022年度）から成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく中核機関を設置予定であり、成年後見人等の担い手を確保し、成年後見制度の普及を一層推進していくこととしています。法人後見支援事業についても、一人ひとりの障がい者を長期にわたり継続してサポートできるものとして支援していくことが必要であるため、実施について検討していきます。

成年後見制度法人後見支援事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	—	—	—	検討	検討	検討

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣件数は、年度ごとの増減はありますが、350件前後で推移していることを踏まえ、所要量を見込みます。

手話通訳者の設置については、県内他市に先駆けて、正規職員として手話通訳士を1名配置しています。今後も継続して配置していきます。

また、with コロナ、after コロナ期における意思疎通支援の確保のため、デジタル技術を活用した遠隔手話通訳システムの活用などの新たな技術についても研究していきます。

意思疎通支援事業の実施状況と実施予定（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	367件	348件	200件	400件	400件	400件
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人

- ※ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の数値は、各年度の年間派遣実績件数又は年間派遣見込件数。なお、令和2年度の数値は年間派遣見込件数
- ※ 手話通訳者設置事業の数値は、各年度の設置実績人数又は設置見込人数

(7) 日常生活用具費支給事業

障がい者の高齢化や障がいの重度化等により、給付件数は増加傾向にあることから、特に介護・訓練支援用具や在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具等の増加に加え、定期的な対象品目、助成基準額の改定や、近年のデジタル化の進展に伴い開発が進む新たな用具の対象品目化等、より利用しやすい制度への見直しを行っていくことを踏まえ、所要量を見込みます。

日常生活用具費支給事業の実績と見込（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	14件	14件	24件	25件	26件	27件
自立生活用具	23件	25件	30件	31件	32件	33件
在宅療養等支援用具	26件	24件	36件	37件	38件	39件
情報・意思疎通支援用具	38件	47件	44件	45件	45件	45件
排せつ管理用具	3,913件	3,806件	3,900件	3,950件	3,950件	3,950件
居宅生活動作補助用具	2件	4件	2件	2件	2件	2件

※ 数値は、各年度の年間給付実績件数又は年間給付見込件数
 ※ 令和2年度の数値は、年間見込件数

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者へのコミュニケーション支援の担い手の裾野を広げるため、今後も継続して養成研修を実施していきます。

手話奉仕員養成研修事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	15人	12人	0人	20人	20人	20人

※ 数値は、各年度の研修終了人数又は研修修了見込者数

※ 令和2年度の数値は、見込者数

(9) 移動支援事業

需要に対し供給が不足しているサービスです。サービス提供事業者の受入りに係る環境整備等に対する支援により、利用量の増を見込みます。

移動事業の実績と見込（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	208人	219人	150人	180人	200人	220人
年間延べ利用時間	21,154h	22,094h	15,000h	18,000h	20,000h	22,000h

※ 令和2年度の数値は、見込値

(10) 地域活動支援センター事業

事業所数及び実利用者数に変動は見込まれないことから、これまでの実績に基づき、利用量を見込みます。

地域活動支援センター事業の事業所数と実利用者数

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
1日当たり実利用者数	63人	62人	65人	65人	65人	65人

※ 令和2年度の数値は、見込値

(11) 訪問入浴サービス事業

利用者数は横ばいの状況が続いていますが、1人当たりの利用回数は増加傾向にありますので、これらを勘案し利用量を見込んでいます。

訪問入浴サービス事業の実績と見込（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	14人	13人	8人	13人	13人	13人
年間延べ利用回数	745回	745回	450回	750回	760回	770回

※ 令和2年度の数値は、見込値

(12) 日中一時支援事業

需要に対し供給が不足していることに加え、新型コロナウイルス感染症による利用の減があり、令和2年度の実績の見込は前年度を大きく割り込むことが想定されます。コロナ後のサービス利用の回復及びサービスを提供する事業者の受入れに係る環境整備等に対する支援により、利用量の増を見込みます。

日中一時支援事業の実績と見込（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	135人	149人	70人	130人	145人	160人
年間延べ利用回数	3,327回	4,110回	1,500回	2,700回	3,050回	3,400回

※ 令和2年度の数値は、見込値

(13) 障がい者スポーツ・文化活動支援事業

知的障がい者に休日における活動の場を提供する、知的障がい者サークル活動事業の実施や、県西地区の障害福祉サービス事業所や行政、関係機関により開催する、県西地区障害者文化事業への参画等、障がい者等の社会参加を促進する事業を実施します。

障がい者スポーツ・文化活動支援事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・文化活動の支援	実施	実施	実施	実施	実施	実施

障がい者等やその家族、関係機関、地域のキーパーソン等に対して、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し、事業の円滑な実施を図るとともに、障がい者等が利用しやすいサービスとなるよう、当事者及び事業者からの意見聴取や協議を行い、施策に反映させることで見込量の確保に努めます。

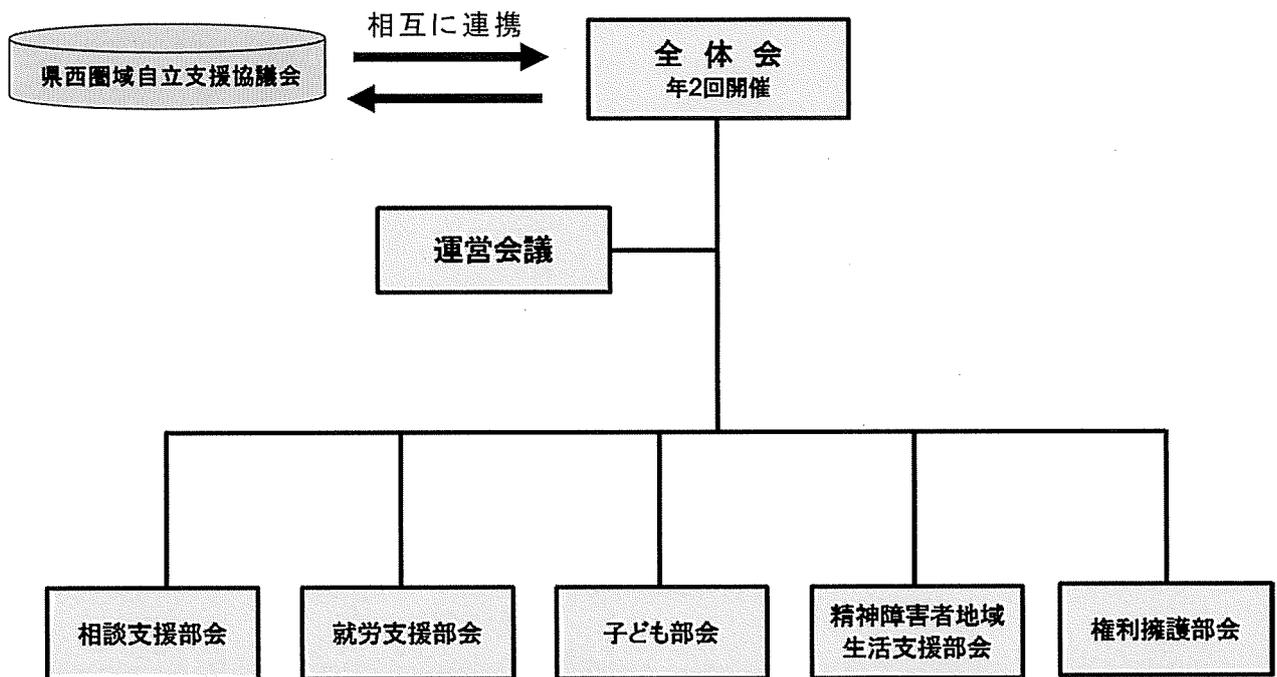
第7章 計画の達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて障がい福祉課が中心となって、関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況の点検と合わせて検討します。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 組織図



※各部会においては、必要に応じてオブザーバーとして関係機関の参加を依頼できます。

参考1 用語解説

○社会的障壁 (P. 1, 2, 48)

障がい者等にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる事物、制度、慣行、観念のこと。「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」という考え方に基づく概念

○合理的配慮 (P. 1, 2, 3, 17, 52)

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更（適切な便宜や助け）のこと

○地域共生社会 (P. 1, 6, 7)

地域のあらゆる住民が、互いに人格と個性を認め合いながら、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会のこと

○地域生活支援事業 (P. 3, 46, 48, 50, 64, 66)

市町村及び都道府県が、国（市町村にあっては都道府県も）の補助を受け、障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、それぞれの地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業のこと

○地域生活支援拠点等（P. 7, 9, 10, 14）

障がいの重度化、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備された障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制またはその場のこと

○基幹相談支援センター（P. 7, 8, 14, 18, 20, 45, 49, 53）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等の業務を総合的に行う機関

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（P. 7, 13）

高齢期におけるケアを念頭にしている「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がい者のケアにも応用したもの

○医療的ケア児（P. 8, 10, 18, 19, 45）

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き、人工呼吸器の使用、たんの吸引（気管に溜まったたんを吸引する）や経管栄養（口から食事が取れない子どもに対し、チューブを使って、鼻や腹部の皮膚を通じて、胃に直接や栄養を送ること）などの医療的なケアを必要とする子どものこと

○強度行動障がい（P. 10）

直接的な他害（かみつぎ、頭突き）や間接的な他害（睡眠の乱れ等）、自傷行為等が、通常では考えられない頻度と形式で出現している状態のこと

○高次脳機能障がい（P.10）

けがや病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会行動などの認知機能（高次脳機能）に障がいが生じ、日常生活や社会生活に支障を来す状態のこと

○児童発達支援センター（P.10,18）

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練を行う施設のこと。開設には、専門職員の配置などの人員基準や必要とする設備や備品などを定めた設備基準の要件を満たす必要があります。

○一般就労（P.10,12,15,16,17,25,40）

障がい者の就労形態のひとつで、一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労すること

○重症心身障がい児（P.18,27）

重い身体障がい（肢体不自由）の他に、様々な程度の精神遅滞（知的障がい）やてんかんや行動障がいなどを合併している児のこと。昭和41年の旧厚生省の定義では、「身体的・精神的障害が重複し、かつ、それぞれの障害が重度である児童」とされている。

○ノーマライゼーション（P.52）

障がい者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことができる地域社会を実現できるよう条件が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした思想

参考 2 アンケート調査及び市民意見等の募集について

1 アンケート調査の実施及び市民意見等の募集

本計画のサービス見込量の算定等の基礎資料とするため、令和2年度においては、本市の生活介護及び放課後等デイサービスの利用者、市内で同サービスを提供している法人及び施設入所支援、就労移行支援等のサービスを提供する法人に対し、調査を実施しました。

令和元年度には、市町村地域生活支援事業中、日常生活用具費給付、移動支援及び日中一時支援事業の利用者及び市内事業者を対象に調査を実施しました。

また、小田原市意見公募手続条例に基づき、意見公募手続を実施しました。

2 第6期小田原市障がい福祉計画策定に伴うアンケート調査 (令和2年度(2020年度))

- ・調査期間：令和2年(2020年)8月24日(月)から9月25日(金)まで
- ・調査方法：アンケート調査票を郵送し、郵送により回答

(1) 利用者調査

① 生活介護

目的	重度障がい者の主たる日中活動の場である生活介護サービスの利用実態を把握する。
調査対象者	在宅の障がい者で令和2年4月1日現在で生活介護に係る支給決定を受けている方(297名)
回答数・回答率	174件 58.6%
主な調査項目	・サービス利用に至るきっかけ ・サービス利用頻度、利用事業者数 ・サービスに対する満足度及びその理由 ・サービスによる能力の向上感及びその理由 ・将来、希望する居住の場

② 放課後等デイサービス

目的	利用児数の増加が著しい放課後等デイサービスのサービス利用実態を把握する。
調査対象者	令和2年4月1日現在で放課後等デイサービスに係る支給決定を受けている支給決定保護者 (306名)
回答数・回答率	167件 54.6%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス利用に至るきっかけ ・ サービス利用頻度、利用事業者数 ・ サービスに対する満足度及びその理由 ・ サービスによる能力の向上感及びその理由 ・ 将来、希望する進路

(2) 事業者調査

① 障害者支援施設

目的	入所者の現状と地域移行の可能性を把握する。
調査対象者	市内の障害者支援施設(4施設)
回答数・回答率	4件 100.0%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者数、平均従事年数 ・ 入所者の状況(障害支援区分別・年齢別) ・ 地域移行を推進するために必要と考える条件

② 生活介護事業所

目的	生活介護事業所の現状と今後の動向を把握する。
調査対象者	市内の生活介護事業所(14事業所)
回答数・回答率	13件 92.8%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者数、平均従事年数 ・ 提供しているサービスの内容 ・ 今後の事業拡大・縮小等の予定 ・ 利用者等の状況(契約者数・実利用者数) ・ 定員に対する利用契約者数の状況

③ 放課後等デイサービス事業所

目的	放課後等デイサービス事業所の現状と今後の動向を把握する。
調査対象者	市内の放課後等デイサービス事業所 (15事業所)
回答数・回答率	14件 93.3%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者数、平均従事年数 ・提供しているサービスの内容 ・今後の事業拡大・縮小等の予定 ・利用児等の状況(契約者数・実利用者数) ・定員に対する利用契約者数の状況

④ 就労移行支援等事業所

目的	令和元年度における一般就労の状況を把握する。
調査対象者	市内の就労移行支援等事業所(35事業所) (生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)
回答数・回答率	34件 97.1%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス種別ごとの一般就労移行者数及びそのうち就労定着支援利用者数

3 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握調査(令和元年度(2019年度))

- ・調査目的：市町村地域生活支援事業中、事業規模の大きい日常生活用具費給付、移動支援及び日中一時支援の3事業について、利用者のニーズ等を的確に反映した効果的な運用を行うため、実態を把握する。
- ・調査方法：アンケート調査票を郵送し、郵送により回答

(1) 利用者調査

① 日常生活用具費給付

調査期間	令和元年10月17日から令和2年2月14日まで
調査対象者	平成30年度中にサービス利用があった全利用者 (358人)
回答数・回答率	222件 62.0%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none">・使用している用具は希望どおりか・事業に関する満足度及びその理由・事業が生活の質の向上につながっているか、 またその理由

② 移動支援

調査期間	令和元年10月17日から令和2年2月14日まで
調査対象者	平成30年度中にサービス利用があった全利用者 (195人)
回答数・回答率	139件 71.3%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none">・サービスの利用頻度・希望どおりの頻度でサービスを利用できているか・事業に関する満足度及びその理由・事業が生活の質の向上につながっているか、 またその理由

③ 日中一時支援

調査期間	令和元年10月17日から令和2年2月14日まで
調査対象者	平成30年度中にサービス利用があった全利用者 (132人)
回答数・回答率	70件 53.0%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none">・サービスの利用頻度・希望どおりの頻度でサービスを利用できているか・事業に関する満足度及びその理由・事業が生活の質の向上につながっているか、 またその理由

(2) 事業者調査

① 日常生活用具費給付

調査期間	令和元年 10 月 17 日から令和 2 年 2 月 14 日まで
調査対象者	平成 30 年度中にサービス提供を行った全事業者 (52 事業者)
回答数・回答率	19 件 36.5%
主な調査項目	・従業員数、有資格者数、勤続年数 ・事業の拡大又は縮小の予定

② 移動支援

調査期間	令和元年 10 月 17 日から令和 2 年 2 月 14 日まで
調査対象者	平成 30 年度中にサービス提供を行った全事業者 (27 事業者)
回答数・回答率	16 件 59.3%
主な調査項目	・従業員数、有資格者数、勤続年数 ・事業の拡大又は縮小の予定

③ 日中一時支援

調査期間	令和元年 10 月 17 日から令和 2 年 2 月 14 日まで
調査対象者	平成 30 年度中にサービス提供を行った全事業者 (22 事業者)
回答数・回答率	12 件 54.5%
主な調査項目	・従業員数、有資格者数、勤続年数 ・事業の拡大又は縮小の予定

4 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会の意見聴取

本計画の策定に当たっては、障害者総合支援法第 88 条第 8 項において、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、関係機関、関係団体、雇用、教育等の幅広い関係者の意見を反映するため、令和 2 年 11 月 16 日開催の第 2 回同協議会に本計画（素案）を、令和 3 年 2 月に書面会議として開催した第 3 回同協議会に本計画（案）を報告し意見聴取し

ました。

5 市民意見募集の概要

(1) 目的

本計画について、市民の意見を広く聴くため、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

(2) 意見募集期間

令和2年12月15日（火）から令和3年1月13日（水）まで

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、市ホームページの意見投稿フォーム、障がい福祉課への直接提出のいずれかの方法

(4) 提出された意見の件数等

意見の件数（人数）　：　25件　（2人）

参考3 計画の策定経過

令和元年10月	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用者及び市内事業所を対象に「地域のニーズに基づく効果的なあ地域生活支援事業実施のための実態把握調査」を実施 <調査対象サービス> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具費給付 移動支援 日中一時支援
令和2年8月	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用者を対象としたアンケート調査を実施 <調査対象サービス> <ul style="list-style-type: none"> 生活介護サービス 放課後等デイサービス
令和2年9月	<ul style="list-style-type: none"> ●市内事業所を対象としたアンケート調査を実施 <調査対象サービス> <ul style="list-style-type: none"> 生活介護サービス 放課後等デイサービス 施設入所支援 就労移行支援等
令和2年10月	<ul style="list-style-type: none"> ●地域障害者自立支援協議会 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会委員を対象に、第6期小田原市障がい福祉計画等の策定に関する意見を聴取（文書により照会）
令和2年11月	<ul style="list-style-type: none"> ●地域障害者自立支援協議会 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会委員を対象に、第6期小田原市障がい福祉計画等素案に関する意見を聴取（会議開催）
令和2年12月	<ul style="list-style-type: none"> ●議会報告 厚生文教常任委員会へ第6期小田原市障がい福祉計画等（素案）を報告
	<ul style="list-style-type: none"> ●市民意見の募集 第6期小田原市障がい福祉計画等（素案）に対する市民意見の募集を実施（令和2年12月15日～令和3年1月13日）
令和3年2月	<ul style="list-style-type: none"> ●地域障害者自立支援協議会 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会委員を対象に、市民意見の募集結果を反映した第6期小田原市障がい福祉計画等（案）についての意見を聴取（書面会議）
令和3年3月	<ul style="list-style-type: none"> ●神奈川県への意見照会 障害者総合支援法第88条第10項等の規定に基づき、県知事に対して、第6期小田原市障がい福祉計画等の策定に係る意見を照会
	<ul style="list-style-type: none"> ●神奈川県から意見回答 県知事から、意見照会した第6期小田原市障がい福祉計画等について意見回答

小田原



第6期小田原市障がい福祉計画
第2期小田原市障がい児福祉計画

令和3年3月

発行者 小田原市
編集 小田原市福祉健康部障がい福祉課
〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
TEL:0465-33-1446
FAX:0465-33-1317
